

真庭市協働のまちづくり推進指針（案）に対するパブリックコメントの結果について

番号	該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	<p>第3章 協働のまちづくり推進指針のための施策 (1) 市民活動団体の活性化 P15</p>	<p>団体の立ち上げ支援の中で、市民団体やNPO設立を支援するための助成金制度を充実させるとあるが、どのような団体を立ち上げ、助成金はどれくらいでる制度があるのか？</p>	<p>1 NPO法人向けの支援 真庭市NPO活動支援補助金 ・スタートアップ事業（設立支援） 対象：設立から3年以内のNPO法人。 補助額：最大30万円（最長3年間継続して申請可能）。 目的：事務機器の購入や広報活動など、運営基盤を固めるための費用を支援しています。 ・ステップアップ事業 対象：初期段階を終え、さらなる発展や市との協働を目指すNPO法人。 補助額：最大50万円（1回限り）。</p> <p>2 任意団体・NPO・法人向けの支援 真庭市みらいにつなげる元気事業応援補助金 対象：市民団体、NPO法人、一般社団法人、個人事業主など。 補助額：1団体につき上限15万円。 対象事業：社会貢献、コミュニティづくり、地域活性化、少子化対策、交流創出を目的とした自主的な活動。設立したばかりの団体が、最初のイベントや地域活動を立ち上げる際の経費（会場費、広告宣伝費、講師謝礼など）として支援しています。</p>